東洋学報　第六十九巻三・四号　昭和六十三年三月

論説

西突厥〈砕葉の牙庭〉考

内藤みどり

七世紀の初期、西突厥の可汗庭を、東部天山地域から西方弩失畢部の拠地である砕葉に移したのは、その最盛期を齎らした統葉護可汗であった。それ以来、〈砕葉の牙庭〉は西突厥の中心であり続けたと思われ、その後も多くの遊牧民にその地が引き継がれていったことは、よく知られている。

それでは、〈砕葉の牙庭〉は砕葉のどこに置かれたのであったか。なぜそこに置かれたか。また砕葉城と混同される理由は何か、など、後期西突厥史の基本的な問題について考察してみたい。

(一) 砕葉と千泉

〈砕葉〉とは、天山より北流して草原を走る多くの河を集めて流れる現 Chu 河（楚河）であることはいうまでもない。この名は、中世ペルシア・アラビア地理書に、سوياب Sūyāb と伝えられており、中国史書の砕葉 suâi'-iäp、素葉 suo'-iäp、睢合 tsi^{w}o-γâp、雖合 s'^{w}i-γâp なども、その音訳である。آب ab は水であるから、砕葉水、素葉水、睢合水、雖合水と呼ばれているのは重複しているが、これらの使用された唐代には、Sūyāb がすでに個有名詞化していたことを示している。玄奘が、

清池西北行五百餘里、至素葉水城。

と『大唐西域記』巻一に記すのもその例であるが、賈耽の『皇華四達記』（『新唐書』巻四三下地理志）も、熱海すなわち清池 Issyk kul から西行する道について、

出谷至砕葉川口、八十里至裴羅將軍城。又西二十里至砕葉城。城北有砕葉水。

と述べている。そしてここには、砕葉川（平野）と砕葉城と砕葉水の関係が見事に示されている。

ところで、統葉護可汗が西移した最初の地は、〈砕葉〉ではなく〈千泉〉であった。『旧唐書』巻一九四下西突厥伝によると、

統葉護可汗勇而有謀、善攻戰。遂北并鐵勒、西拒波斯、南接罽賓、悉歸之。控弦數十萬、覇有西域。據舊烏孫之地。又移庭於石國北之千泉。

と記され、特にササン朝ペルシアに至る西方への大発展に伴って、〈舊烏孫之地〉から〈石國北之千泉〉に移庭したことが示されている。一方、〈石國北〉の牙地について、『隋書』巻八四西突厥伝は次のように述べている。

> 處羅可汗居無恒處、然多在烏孫故地。復立二小可汗、分統所部。一在石國北、以制諸胡國。一居龜玆北、其地名應娑。

この泥撅處羅可汗が多くいたという〈烏孫故地〉こそ、統葉護可汗の初期の牙庭のあった〈舊烏孫之地〉にちがいなく、この牙庭は、『通典』巻一九九辺防一五や新・旧『唐書』西突厥伝の冒頭に記されている焉耆 Karashahr より北へ八日行の地の〈北庭〉であり、嶋崎昌氏によって、後の北庭都護府の地(現 Jimsa 付近)に比定されている。(1) また同じく焉耆より西北へ七日程の〈南庭〉に、『隋書』西突厥伝に見えた亀玆 Kucha 北の應娑の小可汗庭を比定されたのは松田壽男氏で(2)、〈石國北〉の小可汗庭が〈石國北之千泉〉に求められることは、すでに論じたことがある。(3) このように見ると、統葉護可汗が移牙した〈千泉〉(現 Merke) の地は、西突厥初期からの西突厥西部における中心地であったのであり、統葉護可汗はまずその西部の中心に、西突厥全体の中心を移行させたのであった。

一方、統葉護可汗が砕葉に牙庭を建置していたことは、素葉(砕葉)城に至った玄奘が、さらに統葉護可汗の牙庭に至り、可汗の歓待を受けたことから知られている。しかし玄奘が最初に可汗に会ったのは、それより三日前、まさに狩猟に出発しようとしていた時であった。可汗は玄奘に、

> 暫一處。行二三日、當還。師且向衙所。

と云い、達官の答摩支が玄奘を衙に導き、玄奘はそこで三日を過したのであった(『大慈恩寺三蔵法師伝』巻二)。玄

奘の過した衙所とは、統葉護可汗の本牙庭である。したがって、統葉護可汗の牙庭が砕葉城でなかったことは明白であるが、玄奘が三日を砕葉城ではなく衙所で待たされたことに、砕葉城と〈砕葉の牙庭〉間の、ある距離を見るのである。

他方、〈千泉〉について、玄奘は次のように述べている。

素葉城西行四百餘里、至千泉。千泉者、地方二百餘里。南面雪山、三垂平陸。水土沃潤、林樹扶疏。暮春之月、雜花若綺。泉池千所、故以名焉。突厥可汗毎來避暑。（『大唐西域記』巻一）

要するに、すでに玄奘の時代、素葉（砕葉）城より西四百余里の地の〈千泉〉は、突厥可汗すなわち統葉護可汗の避暑地であって、この地に可汗の来訪の多いことを述べているが、玄奘が自らの泊留した統葉護可汗の本牙庭と区別していることは明らかであろう。とすれば、この時統葉護可汗は、かつて北庭の地より移牙した〈千泉〉を避暑地とし、〈砕葉の牙庭〉を本牙としていたのである。〈砕葉の牙庭〉が、その名の由来したにちがいない砕葉水 Sūyāb, Chu 河の近くに位置していたことはいうまでもないであろう。そして〈千泉〉を流れる Merke 河は Chu 河の支流であるから、この両牙は、Chu 河とその支流によって作り出されている Chu 河谷、あるいは砕葉平野中の対（ペア）の牙庭であったのである。

次に、西突厥最後の可汗であった阿史那賀魯の場合を見てみよう。賀魯は太宗の死を機会に唐朝の支配を脱し、西走して西突厥を再統一したが、『旧唐書』西突厥伝は、

永徽二年、與其子咥運率衆西遁、據咄陸可汗之地。總有西域諸部、建牙于雙河及千泉。自號沙鉢羅可汗、統

攝咄陸・弩失畢十姓。

と、その時のことを記している。これ以前の賀魯の拠地は、まず太宗に与えられた庭州（北庭の地。現 Jima 付近）の莫賀城であったから、〈烏孫之故地〉であり、その後多邏斯川に拠ったが、西遁して砕葉平野に至り、また〈千泉〉に建牙した姿は、かつての西移時の統葉護可汗によく似ている。これはおそらく賀魯の計画的行動であったにちがいない。この〈千泉〉については、唐朝の第三次賀魯討伐戦に関しても述べられている。雙河から金牙山、さらに伊麗 Ili 水を渡って西走する賀魯を唐軍が追撃しつつあった時、『通典』西突厥伝が、

嗣業至千泉、賀魯建牙之處。

と記しているように、安西副都護蕭嗣業軍を先廻りさせて〈千泉〉に待機させたのは、〈千泉〉が〈賀魯建牙之處〉として名高かったからである。この時〈千泉〉が〈建牙之處〉として知られながら〈(本)牙〉として知られていなかったことに注目したい。そして賀魯が潰滅的な打撃を蒙ったのは、安撫大使阿史那彌射・阿史那歩眞軍と合流した伊麗道行軍総管蘇定方の本隊が、賀魯軍を砕葉水で大破したためであった。

（彌射・歩眞）又與蘇定方攻賀魯於砕葉水、大破之。（『通典』・『旧唐書』西突厥伝）

この唐軍のほぼ総勢が賀魯に襲いかかった砕葉水での最後の決戦は、賀魯の〈本牙〉が砕葉水近くにあったことを示唆しているように思われる。

〈千泉〉は隋代から小可汗の拠地として知られ、統葉護可汗および阿史那賀魯がまず建牙したことで知られていた。しかも〈千泉〉は天山北路上に位置していたから、ここを通る旅人や商人たちが避暑にくる西突厥可汗の姿

を見たとしても不思議はない。しかし統葉護可汗が本牙を〈砕葉〉に置いたように、阿史那賀魯もその本牙を〈砕葉〉に置いた可能性は高いと思われる。後述するように、特に賀魯が五咄陸部・五弩失畢部の〈十姓部落制〉を実施するためには、〈砕葉の牙庭〉がより適当であったからである。

(二) 西突厥における〈砕葉の牙庭〉

次に、明らかに〈砕葉の牙庭〉を本拠とした例を見てみよう。その一は、十姓部落制を導入した沙鉢羅咥利失可汗の場合である。

五咄陸部落居於砕葉已東、五弩失畢部落居於砕葉已西。（『旧唐書』西突厥伝）

と伝えられているように、五咄陸部と五弩失畢部を左右に分置したその中心は、〈砕葉の牙庭〉であったにちがいない。なぜなら、牙庭を中心とするこの左右翼の分置こそ、西突厥の新統治体制である、十姓部落制の到達した一形態であったと思われるからである。(4)

その二は、貞観一四年（640 A.D.以下同じ）ごろ、可汗を称した乙毗沙鉢羅葉護可汗の〈南庭〉である。

乙毗沙鉢羅葉護可汗既立。建庭於睢合水北、謂之南庭。（『旧唐書』西突厥伝）

と記されている〈南庭〉がその北に置かれた〈睢合水〉は、『通典』巻一九九や『新唐書』巻二一五下西突厥伝が、〈雖合水〉と記す〈砕葉〉Sūyābであることは前述した通りで、〈南庭〉が〈砕葉の牙庭〉であったことは間違いないであろう。しかも〈南庭〉が睢合水 Sūyāb の北に建てられていたことは、『皇華四達記』が、砕葉城につい

て〈城北有碎葉水〉と述べていたことと合せ考えると、碎葉水の南の碎葉城と、碎葉水北の〈南庭〉すなわち〈碎葉の牙庭〉が碎葉水を挾んで相対していたことがわかる。すなわち〈碎葉の牙庭〉は、碎葉城ではなかったのである。

その三。貞観一五年(641)、この沙鉢羅葉護可汗を殺害してその勢力を併合したのは、〈北庭〉にいた乙毗咄陸可汗であった。

未幾、咄陸遣石國吐屯攻葉護、擒之送於咄陸。尋爲所殺。咄陸可汗既并其國、弩失畢諸姓心不服咄陸、皆叛之。　(『旧唐書』西突厥伝)

乙毗咄陸可汗は石国吐屯 Shash tudun に碎葉の葉護可汗を捕えさせて殺し、その結果〈其國〉を併合したが、〈其國〉が弩失畢部の拠地碎葉平野であったことは、弩失畢部が反乱を起したことからも理解されよう。

これ以前、初めて欲谷設が乙毗咄陸可汗として即位したのは、

(貞観)十二年、西部竟立欲谷設爲乙毗咄陸可汗　(同前)

と記されているように、〈西部〉すなわち弩失畢部の推挙によるものであった。そしてさらにこれより前に、弩失畢部の阿悉結闕俟斤らが中心となって、欲谷設を大可汗に推挙したことがある。それは咥利失可汗の十姓部落制実施後のこととして、

其阿悉吉闕俟斤與統吐屯等召國人、將立欲谷設爲大可汗、以咥利失爲小可汗。　(同前)

と見えるが、十姓中、〈最爲強盛〉といわれた阿悉結闕俟斤が、欲谷設を大可汗に、咥利失可汗を小可汗にしよう

としたのであった。これは失敗したが、先の貞観一二年の乙毗咄陸可汗推戴はこの事件の延長線上にあり、〈西部〉とはやはり弩失畢部で、咥利失可汗に対して弩失畢部が乙毗咄陸可汗を立てたために、西突厥の二分と抗争が始まったのである。この時、咥利失可汗が伊列 Ili 河以東、そして以西を乙毗咄陸可汗が分治したのであったから、初期の乙毗咄陸可汗の勢力は弩失畢部であり、後の統一期と同様、〈砕葉〉に牙庭が置かれたと考えて間違いあるまい。

さて、話をしばらくその二に戻すと、咥利失可汗が咄陸可汗に追放されて抜汗那 Ferghana で死んだ後、

> 弩失畢部落酋帥迎咥利失弟伽那之子薄布特勤而立之。是爲乙毗沙鉢羅葉護可汗。

と『通典』・『旧唐書』西突厥伝の伝える乙毗沙鉢羅葉護可汗は、弩失畢部の首長たちが乙毗咄陸可汗を〈砕葉〉から追放して立てた可汗であった。その〈南庭〉が〈睢合水（雖合水）〉すなわち〈砕葉水〉の北にあったことは、咄陸可汗の牙庭の地に葉護可汗が建牙したこと、換言すれば、咄陸可汗の〈牙庭〉を承け継いだことが考えられる。なぜなら、この後咄陸可汗の拠ったのは〈北庭〉であり、この両〈庭〉は、これ以前の統一期の咄陸可汗が、咄陸部と弩失畢部を中心とする諸部の統治のための拠点とした牙庭であったにちがいないからである。[5]

要するに、乙毗咄陸可汗は、葉護可汗の〈南庭〉と対立した〈北庭〉期（貞観一四―一五年、640～641ころ）と貞観一七年（643）以後の末期を除いて、常に〈砕葉の牙庭〉であった〈南庭〉を確保していたのである。しかもこれは、十姓部落制を導入した咥利失可汗の〈砕葉の牙庭〉を奪取・継承したものであった。遊牧王国の象徴ともいえる〈牙庭〉の地が、遊牧社会の中でも承け継がれるべき特質を持っていたことは多くの例に見ることができ

るが、統葉護可汗の〈砕葉〉への牙庭遷移以来、その滅亡に至るまで、西突厥の牙庭は〈砕葉〉にあった、という通念は間違っていなかったと考える。(6)

(三) 〈砕葉の牙庭〉と羯丹山

次に、砕葉平野における〈砕葉の牙庭〉の地について、もう少し具体的な探究を試みてみたい。その位置について明記していない唐史料の中で、何らかの手懸りを与えると思われるのが、先に引用した『皇華四達記』とそれに続く文である。部分的に重ねて引用すると、

又西二十里至砕葉城。城北有砕葉水。水北四十里有羯丹山。十姓可汗毎立君長於此。

と述べられており、砕葉城の北の砕葉水、砕葉水の北四〇里に位置する羯丹山の名が見え、そこには十姓可汗の立てた君長がいたのである。それではこの〈十姓可汗〉とは誰か。またその〈君長〉とは誰をいうのであろうか。

この羯丹山を、〈十姓可汗〉を自称した阿史那都支の建牙の地と考えられたのは、呉震氏である。(7) しかし、この十姓可汗が阿史那都支であれば、羯丹山に立てられた君長は阿史那都支ではありえない。そこで他の十姓可汗の場合を考えてみなければならない。

まず、唐朝の冊立した〈十姓可汗〉のうち、初代の〈十姓可汗〉であった阿史那懐道が十姓可汗に冊立されたのは、『新唐書』西突厥伝に、

(長安)四年、以懐道爲十姓可汗兼濛池都護。

と記されているように、長安四年（704）のことで、『冊府元亀』巻九六四外臣部封冊篇二は同年正月とし、『資治通鑑』巻二〇七唐紀二三は同年正月丙申（一〇日）としている。懐道の同時に称した濛池都護は、その父継往絶可汗・濛池都護であった阿史那斛瑟羅を継襲したのであり、初代継往絶可汗・濛池都護阿史那歩眞がその祖父である。懐道が濛池都護を称しながら祖父や父と同じ継往絶可汗を称さず、〈十姓可汗〉を称したのは、濛池都護が西突厥の西部、弩失畢部の統治を任務としていたことからも変則的であるといわねばならない。このような異例の十姓可汗冊立の理由としては、当時、第二代興昔亡可汗・崑陵都護であった阿史那元慶が腰斬にあい、その子獻が流刑に配されていたという事情があった。しかしそのような事情だけではなく、ともかく、当時存在した濛池都護を〈十姓可汗〉に冊立しなければならない、緊迫した理由があったのである。それは『資治通鑑』巻二〇七唐紀二三が、長安三年（703）七月のこととして、

時、突騎施酋長烏質勒與西突厥諸部相攻、安西道絶。

と記している、突騎施烏質勒と西突厥諸部との内乱であったにちがいない。この内乱がいかに大きいものであったかは、安西都護府亀兹 Kucha に至る地域にも、それが波及していたことから知ることができる。この大乱の原因は、『資治通鑑』が長安三年（703）の条に、

時、西突厥可汗斛瑟羅用刑殘酷、諸部不服。烏質勒本隷斛瑟羅、號莫賀達干。能撫其衆、諸部歸之。斛瑟羅不能制。烏質勒置都督二十員、各將兵七千人、屯碎葉西北。後攻陷碎葉、徙其牙帳居之。斛瑟羅部衆離散、因入朝、不敢復還。

と記述している、突騎施烏質勒による砕葉奪取、阿史那懐道の父斛瑟羅の敗北と砕葉追放事件以外に求めることはできないであろう。この時、阿史那斛瑟羅は唐朝より平西軍大総管として砕葉に派遣されていたのであり、唐朝派遣の大総管とはいえ、正統可汗家出身の阿史那斛瑟羅が十姓部落の一である突騎施 Türgish 烏質勒に破れて、突騎施王国の誕生劇が始められていたのである。この時、西突厥諸部が非阿史那氏である突騎施部による砕葉の占拠、そして烏質勒の統治を受け入れることに抵抗したのは当然であろう。そこでこのような事態に対し、西突厥全体を安撫し羈縻するために唐朝のとった緊急の施策が、正統可汗家の阿史那懐道をともかく〈十姓可汗〉として冊立することであったと考えられるのである。

さて、烏質勒はやがて西突厥部の多くを従属させると、三牙庭を定めた。それは、

謂砕葉川爲大牙、弓月城、伊麗水爲小牙。

と『新唐書』西突厥伝が述べる、『旧唐書』には見えない情報であるが、まず大牙が砕葉川に設置されている。この砕葉川（平野）の大牙こそ、烏質勒が斛瑟羅を追放して獲得した〈砕葉の牙庭〉の地に、移して建てた自らの牙庭であったことはいうまでもない。この大牙を砕葉城と松田氏は考えられたことがあったが、(8) 砕葉城が烏質勒の勢力下に入れらたことは事実としても、大牙そのものが砕葉城であったとは思われない。例えば、安西大都護であった郭元振が烏質勒をその牙庭に訪問している時に烏質勒が亡ったのであったが、その時のことを『旧唐書』巻九七郭元振伝は次のように述べている。

時西突厥首領烏質勒部落強盛、款塞通和。元振就其牙帳計會軍事。時天大雪、元振立於帳前、與烏質勒言議。

　須臾雪深風凍、元振未嘗移足。烏質勒年老、不勝寒苦、會罷而死。

この時、副使解琬は元振に逃げることを勧めたが、元振は、

　吾以誠信待人、何所疑懼。且深在寇庭、遁將安適。

と云って自ら帳中に寝、翌日自ら〈虜帳〉に入り、哀悼の礼を盡したという。この烏質勒の牙庭が、砕葉城の位置する天山北路から〈深く入った寇庭〉、すなわち突騎施の大牙であったことは、疑うことができない。

　そして烏質勒の死後、この牙庭にその子娑葛を訪れたのが、阿史那懐道であった。

　是歳、烏質勒死。其子嗢鹿州都督娑葛爲左驍衛大將軍、襲封爵。是時勝兵三十萬。詔十姓可汗阿史那懐道持節冊命。賜官人四。

と記すのは『新唐書』西突厥伝で、これも『通典』と『旧唐書』同伝には見られない史料である。烏質勒の死去した神龍二年(706)末、娑葛を冊立するため唐朝が派遣したのが、〈十姓可汗〉阿史那懐道であったのである。この時唐朝は、すでに嗢鹿州都督に任命していた娑葛に父烏質勒の封爵を継襲させ、さらに左驍衛大将軍に任命するために、突騎施の主人筋であり、十姓可汗を称する正統阿史那氏を派遣することによって、娑葛に対する心理的圧迫を狙ったにちがいない。この唐朝の立てた十姓可汗がその傀儡（ロボット）であったことはいうまでもないが、ここに〈十姓可汗阿史那懐道によって立てられた突騎施娑葛〉、すなわち〈十姓可汗の立てた君長〉の図式が成立しているのを見るのである。要するに、我々の求めてきた〈十姓可汗〉は、まずは阿史那懐道であった。そしてその〈十姓可汗〉によって立てられた〈君長〉とは、突騎施娑葛であったことが判明したことになる。さらに娑葛の立て

られた牙庭は、その父烏質勒がかつて自ら奪取してそこに建牙した砕葉の大牙であったにちがいないが、これこそ、砕葉水の〈水北四十里有羯丹山〉と記されていた羯丹山に立てられた〈君長〉の牙庭であったのである。

ところで、耶律楚材は、その『西游録』に次のように記述している。

索虜城在大河南。城已圮。唐碎葉鎮城故墟也。渡河百里、踰山丹嶺、突厥時王庭也。

楚材はすでに廃墟となった唐代の砕葉鎮城を見たのであったが、それは当時索虜城と呼ばれ、大河の南にあった。この大河が砕葉水Chu河であることはいうまでもない。またChu河を北に渡って一〇〇里に位置した山丹嶺は、『漢西城圖考』巻一が注しているように、『皇華四達記』のいう羯丹山であることは間違いないであろう。そして、この〈山丹嶺を踰えると突厥時の王庭があった〉という伝聞こそ貴重である。なぜなら、一三世紀初期に、かつて砕葉城の北の河の北方の山辺に突厥王庭が存在していたという伝承が、索虜城が唐の砕葉鎮城であったという伝承とともに残っていたことを、確かに示しているからである。この当時すでに突厥はいなかったのであるから、〈山丹嶺を踰える〉という表現や里数の違いは許されるであろう。そしてChu河を北に控えた索虜城の故砕葉城への比定の正確さは、山丹嶺すなわち羯丹山に西突厥の王庭があったという考えを補強するのである。

さてここでもとに戻って、西突厥滅亡後、初めて〈十姓可汗〉を自称した阿史那都支の牙庭について触れておきたい。阿史那都支は咸亨二年(671)、唐朝によって匐延都督に任じられている。この匐延都督は、西突厥滅亡後の顕慶二年一一月のこととして『唐会要』巻七三安西都護府条に、

其月十七日又分其種落、列置州縣。以處木昆部爲匐廷(ママ)都督府。……

と記され、『新唐書』西突厥伝に、

賀魯已滅。裂其地爲州縣、以處諸部。〔處〕木昆部爲匐延都督府。……

と見える匐延都督府の都督で、咄陸部の一である處木昆部の長、處木昆闕律啜が任じられたものであった。したがって、阿史那都支は處木昆闕律啜であったことが理解される。しかし、儀鳳二年(677)、阿史那都支は〈十姓可汗〉を自称して自立し、吐蕃とともに安西都督府を犯すなどして反乱を起した。この阿史那都支を捕えたのが、安撫大食使を称し、亡命中のササン朝ペルシア王子 Narsī を同伴するという詭計をもって西突厥中に入った裴行儉であったことは有名である。この時行儉は西州より西行し、さらに、

遂倍道而進、去都支部落十餘里。先遣都支所親問其安否、外示閑暇、以非討襲、續又使人趣召相見。

（『旧唐書』巻八四裴行儉伝）

と見えるように、都支の部落に十余里の地点にまで近づき、不意を衝いて都支を呼び出したので、仕方なく出謁した都支を捕えたのである。そして、

是日、傳其契箭、諸部酋長悉請命、並執送碎葉城。

（同前）

と記されているから、同日中に都支の配下の酋長らをも捕えて、碎葉城に送っている。この事件は、この時すでに裴行儉が砕葉城を入手していたことを示すが、他方、裴行儉の陣より十余里にあった阿史那都支の部落――〈十姓可汗〉の居地と、裴行儉がその日のうちに捕えた部族長たちを送付した砕葉城が、あまり遠くはなかったことを物語っている。合せてほぼ半日行程と思われるその距離は、『皇華四達記』のいう〈四十里〉にやや近く、した

がって〈十姓可汗〉阿史那都支が、砕葉城北の砕葉水より四〇里の羯丹山にいた可能性は高い。滅亡後の混乱を極めていた西突厥部の統合を目指して〈十姓可汗〉を自称した都支が、ほかならぬ西突厥王庭、すなわち〈砕葉の牙庭〉の地に自らの牙庭を置いたことは、至極当然のことであったと解することができるのである。

先に、『皇華四達記』に見える〈十姓可汗〉は、〈十姓可汗〉を自称した阿史那都支ではありえないことを述べたのであったが、結局、阿史那都支の牙庭は、『皇華四達記』のいう〈十姓可汗〉〔唐朝の冊立した十姓可汗阿史那懐道〕が立てた〈君長〉〔突騎施娑葛〕のいた羯丹山の牙庭、すなわち〈砕葉の牙庭〉であったのであり、結論としては、羯丹山を阿史那都支の牙庭の地と考えられた呉震氏の説は正しかったことになる。

(四) 突騎施蘇禄の聖なる山と草原の牙庭

次に、唐朝の冊立した第二代〈十姓可汗〉阿史那獻の場合について考えてみたい。開元七年(719)に、焉耆より砕葉に移居することを請うた〈十姓可汗〉(『新唐書』巻二二一上西域伝焉耆条参照)を阿史那獻に比定されたのは松田壽男氏であったが(9)、この時〈十姓可汗〉が移居した砕葉が砕葉城であったことは、この機会に砕葉鎮が廃止されて、代りに焉耆が四鎮に加えられたことからも明らかである。この〈十姓可汗〉は、突騎施蘇祿に対抗するために唐朝が冊立したのであったから、強大な蘇祿の勢力はその砕葉城進出を当然阻止し、追放された阿史那獻は長安に帰って、後に亡くなったのであった。ここでは、強力な蘇祿勢力と〈十姓可汗〉の砕葉城進出という積極策が激しく衝突して、かつての〈十姓可汗〉と〈君長〉との関係は、もはや名目的であれ、成立する余地はな

かったのである。しかし〈十姓可汗〉が砕葉城移居を企図したこと自体、その時砕葉城に蘇祿がいなかったことを明示しているといえよう。

ところが、蘇祿が砕葉にいたことは、イスラム史料が語っているのである。蘇祿はKhāqān al-Turkトルコ可汗、Abū Muzāhimなどと呼ばれている。Ṭabarī[10]は、イスラム暦一一九年（737）に行われたAbū Muzāhim蘇祿のKhuttal征伐について、「トルコ軍との戦いと可汗の殺害」の中で、Abu Muzāhimがアム河（バルフ河）まで来たことを述べ、

可汗は سوياب Sūyābから一七夜〔日〕で突進してきた。(II, 1596)

といっているから、蘇祿は軍隊を率い、Sūyāb砕葉を出発してKhuttalに向ったのであった。そしてその出発点をより詳しく示すと思われるのは、同じṬabarīが述べている次文である。

可汗は草原と山を持っていたが、そこには誰も近づかず、その中で狩りもしなかった。そこは広かったが、聖戦の時まで〔そのように〕保たれた。〔聖戦の時は〕草原で三日、山で三日、彼らは旅の装備の用意をし、家畜に牧草を食わせ、獲物の皮をなめした。そして彼らはそれで袋を作り、弓矢をとった。(II, 1594)

Abū Muzāhimは戦闘に備えて、特別の〈草原と山〉、おそらく山とその麓の草原を、聖域化して確保していたようである。この聖なる山と草原がSūyāb砕葉にあったことはいうまでもないが、この山と草原は可汗を支える力の象徴であり、この山麓の草原中に、Abū Muzāhim蘇祿が牙庭を持っていたことは、十分に考えられるのである。とすれば、この草原こそ〈砕葉の牙庭〉の地であり、その聖なる山こそ、羯丹山に比定されるべき山にちが

いないであろう。

さて、この聖山について記述していると思われるのが、一一世紀中葉のGardīzīである。彼は当時、セミレチェの西方から東方に向ってトルコ族についての記述を行っているが、その中でChigilとTurkshī(Türgishの後裔とされる）に向う道を示し、

トルコ人はこの山に近づくと、この山に誓ってこのようにいう。これは神の住処（すみか）である、と。いと高き神よ、我らを守り給え！ この上り坂を越えると、その左にTurkshī人の国がある。

と述べている。(11) 八世紀初期の蘇祿Abū Muzāhim時代、全セミレチェからアム河にまで及んだ突騎施Türgish勢力はここでは全く見られないが、聖山付近に、その後裔のトルコ人の一部がまだ余勢を保っていたようである。

この聖山の位置については、Gardīzīが先の文の前に、次のように述べている。

さてJikil[Chigil]とTurkshīの道については、NavīkatからBanjīkatへ向わねばならない。……それに続いて村があり、Z. kat. と呼ばれている。……その左に三つの村がある。それとこれ[二つ]の間の村はSūyābと呼ばれている。そのディフカーンはBaighuの兄弟である。……その村は山にある。他の村はKhūt. k. yālと呼ばれている。……そのディフカーンはBaghlīlāといい、彼はTurkshīである。……第三の村をD. lūghanjという。……この村も山のそばにある。

これは、聖山の地理的位置・環境とTurkshīとの関係にかぎって抜き出したものであるが、Sūyāb村を中心とする三村が聖山の麓にあること、それらの村の長ディフカーンが、二人までTurkshīに関係があることがわかる。

また山を越えた左方にTurkshīがいたのであったから、聖山をとり囲む地方にトルコ人、おそらくTürgish人の後裔たちの姿を見るのである。(『西游録』を想起していただきたい。)

ところで、よく知られているのは、Turkshīへの道の出発点として挙げられているNavīkatである。そしてこのNavīkatは、Ṭabarīが Abū Muzāhimのいた所として、次のように伝えているNavākatであるらしい。

> Ibn al-Sāʿijīは、可汗Abū Muzāhim――彼はアラブ人に襲いかかったので、Abū Muzāhim〔襲いかかる人(やつ)〕という綽名(クシャ)がつけられた――に手紙を書き、彼はNavākatにいたが、彼にAsadのKhuttalへの入国と、彼の軍隊がそこで散開したことを報せた。(II, 1593-1594)

確かにAbū Muzāhim蘇祿はNavākatにいて、Khuttalに関する手紙を受け取ったのであった。そこで、Abū MuzāhimがNavākatすなわちNavīkatにいた問題は後に扱うことにして、まずNavākatの位置を見てみよう。

Navākatについてまず言及したのは、九世紀中葉のイスラム地理家Ibn Khōrdādhbehで、彼は西南セミレチェの天山北路をKūlān, Mirkī, Aspara, Nūzkat, Kh. r. nj. wān, Jūl, Sār. ghと東へ辿り、次いでTurkshī可汗の町、さらにそこから四farsakh(約二〇キロ)の地としてNavākat(Navīkat新しい町、の意)を挙げ、この先の道はIssyk kulからNūshajān(Barskhān)に向うとしている。[12] たぶんIbn Khōrdādhbehによって、ほぼ同様の記述をしているのはQudāmaであるが、彼はTurkshī可汗の村からK. r. m. rāuをへてNavākatに至ると述べ、新情報として、

それは大きい町で、そこからNūshajānへの道が（派）出している。

といい、先述のIssyk kul経由でNūshajānに向う道とは別に、もう一つのNūshajānに向う道があったことを指摘している。(13) この後の道については、Navākatから二farsakhで〈大きい村〉Banjīkatに至ることを述べ、さらに続けて、

Banjīkatから Sūyābまで二farsakhである。Sūyābは二村で、その一つはK. bālと呼ばれ、他はSāghūr K. bālと呼ばれており、Nūshajānに向う。

と記している。(14) これを先に引用したGaraīzīのNavīkatからTurkshīに向う道と比較すると、見事にBanjīkat, Sūyābなどの地名が合致するから、同じ道であることは明白であるが、GardīzīはSūyābを、Banjīkatの先のZ. katという村の左方に位置した三村の一としていた。

このSūyābの名は、Ḥudūd al-ʿĀlam一七章「Tukhs国とその町の話」にも〈大きな村〉として見えている。(15) TukhsはTurkshīすなわちTürgish突騎施の後裔と思われるから、これらのSūyāb村が関係があること、そしてそれが砕葉城ではないことは、すでにV. Minorsky氏の指摘されている通りである。さらに氏は、先述したNavākat／NavīkatからSūyāb村をへて、あるいはSūyāb村付近を通って、NūshajānあるいはTurkshīに向う道を、Ḥudūd al-ʿĀlam一五章「カルルクの国とその町の話」に見えるŪrūn Ārj山越えの道に比定された。Ūrūn ʿĀrj اورون عارج の名の原形を、Kastek峠でChu-Ili山脈を越えた所にあるŪzūn Aghach اوزون آغاچ という駅名に見られたからである。(16) こうして、NavākatからTurkshīを経てNūshajānに向う道は、Chu-Ili山脈をKastek

峠で越え、その左方にTurksī国のある、さらにNūshajān（上Barskhān）に向ってIssyk kulの北方を東行する道であったことが証明されたのである。

またMinorsky氏は、Chu-Ili山脈を越えるKurdai峠の麓に通じる現Sughatiに、疑問符つきでSūyābの比定を考えられている。[17] 現Sughati(Syugaty)はChu河からKurdaiへの中間点で、Gardīzīのいうような山地ではないから、やはりSūyābの比定は難しいであろう。しかし、Kastek峠とKurdai峠の間のChu-Ili山脈中に聖山を求められたのは、正しいと思われる。おそらく、このあたりのChu-Ili連山そのものが、古くから多くの遊牧民にとって聖山であったのであり、Sūyābはその山麓の村であった。Ḥudūd al-ʿĀlamやGardīzīが聖山の西南麓に名を留めたこのSūyāb村こそ、西突厥の〈砕葉Sūyābの牙庭〉の地ではなかったであろうか。そして、Chu河から少し離れた山麓にSūyābの名が残っていた理由の一端は、ここに求められるように思われる。

さて、Minorsky氏は、Kastek峠への道の出発点であったNavākatの位置をChu河の東側に求められたが、最近のソ連の考古学者たちは、NavākatをChu河の西、Chu河谷最大の城址Krasnaya Rechkaに比定している。[18] 砕葉城に比定されるAk-Beshim城址から、Chu河沿いに下ること約一八キロメートルに位置するKrasnaya Rechka城址は、約一〇〇ヘクタールの面積を誇り、二つの仏教寺院を持ち、その一つからは八メートルの仏涅槃像が発掘されているが、この寺院は七・八世紀の創建であるという。また二つのシャフリスタンのうちの一つの城壁には六・七世紀のものが見出され、住居や発掘物は住民がソグド人であったことを示していた。したがって、この城址がAk-Beshim同様、六世紀以前のソグド植民市であることは確実で、七世紀初期、玄奘が素葉水城や統

葉護可汗の牙庭を訪れた時にも、当然存在していたはずである。しかし玄奘が特記していないのは、素葉水城同様、この城市にも仏寺はまだ建築されておらず、〈素葉巳西數十孤城〉（『大唐西域記』巻一）の中の一孤城であったからにちがいない。またAk-Beshimから約一八キロの距離は、『皇華四達記』が、

自砕葉西十里至米國城。又三十里至新城。

と記す、〈新城〉までの〈四十里〉にほぼ匹敵するから、この〈新城〉はやはりNavākatであり、Krasnaya Rechka城址であろう。

さて、突騎施蘇祿が砕葉城に進出してきた〈十姓可汗〉阿史那獻を駆逐したことはすでに述べたが、やがて蘇祿がこの砕葉城にも滞在したことは、唐の公主として蘇祿に与えられた阿史那懷道の娘交河公主が砕葉城にいたことで証明される。『杜環経行記』が、

天寶七年、北庭節度使王正見薄伐、城壁摧毀、邑居零落。昔、交河公主所居止之處。建大雲寺、猶存。

と述べているのは砕葉城のことで、八世紀中ばの交河公主の存在を仏寺が物語っており、交河公主の存在は、砕葉城における蘇祿の滞在を証明しているのである。

それでは、蘇禄のいたNavākatあるいは砕葉城が、蘇祿の大牙であった可能性はあるであろうか。少くとも砕葉城が大牙ではなかったことを、蘇祿殺害後の莫賀達干と都摩支の抗争を記した、『新唐書』西突厥伝で見ておきたい。

都摩支又背達干、立蘇祿子吐火仙骨啜爲可汗、居砕葉城。引黒姓可汗爾微特勒保怛邏斯城、共擊達干。

一見、吐火仙が可汗として立てられた砕葉城は大牙であるように見えるが、けしてそうではあるまい。砕葉城が大牙ならば、すでに蘇祿の後継者として立てられていた黒姓可汗が、そこに拠っていたはずである。おそらく黒姓可汗を引いて連れてきて怛邏斯 Talas 城を保たせたとは、都摩支が、莫賀達干の勢力下にあった〈砕葉の牙庭〉の地から、黒姓可汗を連れ出して怛邏斯城に入城させたのであろう。これは吐火仙を可汗として砕葉城に居らせたことと同様、莫賀達干に対する都摩支の新戦略であったに相違ない。すでに黒姓可汗が存在するにもかかわらず、新可汗を擁立したこと自体が異常であるが、その二可汗を砕葉城と怛邏斯城に置いたことも、都摩支の莫賀達干との臨戦体制の中でとった特別措置であって、この状態をこれ以前に遡って求めることはできないのである。この場合、怛邏斯 Talas も大牙の地とは考えられないが、西突厥にとって砕葉城同様、重要な都市であったことが看取される。

ところで、いわゆる〈チュルギシュ貨幣〉と呼ばれる銅銭がセミレチェから発見されたことは、よく知られている。これらは、ソグド貨幣と同じく中国式方孔銭であり、О. И. Смирнова 氏や護雅夫氏らによって研究された結果、七・八世紀、ソグド植民市の首長が本国にならって発行した貨幣（第三型式）と Türgish 突騎施の支配下にあったソグド人植民市の首長が発行したもの（第二型式）と、八・九世紀に Türgish 可汗自身が発行したもの（第一型式）があることが判明している。[19] これらの銅銭のうち、Л. Р. Кызласов 氏らによって Ak-Beshim で発見された五七枚の他、П. Н. Кожемяко 氏が Krasnaya Rechka で発見したものや、А. Н. Бернштам 氏や Т. Н. Сенигова 氏が Talas で発見したもの、Kūlān その他で発見されたものなど、広範囲で発見されているが、[20] やはり Ak-Beshim

と Krasnaya Rechka に集中して発見されており、この両都市が Türgish 可汗と特別の関係にあったことが推定される。

さて、Türgish 可汗の存在期は、(1)娑葛の十四姓可汗を自称した景龍二年（708）[21]から東突厥軍によって殺された景雲二年（711）[22]まで、(2)蘇祿が可汗を自称したと思われる開元三年（715）[23]ごろからその死の開元二六年（738）[24]まで、(3)それ以後、葛邏禄が砕葉川に移居する大暦年間（766～779）頃までの突騎施末期、に大別される。(3)期は混乱期で、天宝元年(742)、唐の派遣した第三代十姓可汗阿史那昕(懐道の子)を殺した莫賀達干が可汗を自称した[25]が安西節度使夫蒙靈詧に殺され、黒姓の伊里底蜜施骨咄祿毗伽可汗が立った。しかし先述したように、天宝七年(748)には北庭節度使王正見によって砕葉城が襲撃され、没落が始まっていたから、伊里底蜜施骨咄祿毗伽可汗もけして安定した強力な政権であったとは考えにくい。このように見れば、表面に弓形のタムガ、裏面に〈βγγ twrkyš γ'γ'n pny 天の（または神なる）チュルギシュ―カガンの銅銭〉[26]の銘を持つ、サイズも他の〈いわゆるチュルギシュ貨幣〉より大きく、鋳造技術も一段と秀れており、何回にもわたって発行されている第一型式の銅銭の発行者は、(2)の、故西突厥部を統摂し、イスラム勢力を追放してソグディアナまでも支配圏に入れ、唐・吐蕃・東突厥三国から可敦を娶り、Navākat と砕葉城を副牙として扱いながら、その勢力を誇った蘇祿、Abū Muzāhim 以外に適当者を見出すことは困難であろう。

一方、この銅銭の先駆をなす、〈天のチュルギシュ―カガンの銅銭〉の銘を持ちながらソグド植民市の首長 γωβ/γωβω の名で発行された第二型式の銅銭の多くは、Ak-Beshim の七・八世紀の層から発見された。そして他方、

Mugh 山文書 No. 3・No. 4 の結婚契約文書中に見える Navīkat と先出の Navākat, Navīkat (Krasnaya Rechka) とその関係が指摘されている。[27] もしこの Navīkat が同一であれば、契約文書の七一〇年（景龍四年）三月二五日火旺日[28]における Navīkat の首長 γωβω Chēr は、全盛期の突騎施娑葛のもとでの Navākat の首長であったことになる。とすれば、同時期に同じソグド植民市 Ak-Beshim にも首長 γωβω が存在していたことが考えられよう。この頃の Ak-Beshim の首長 γωβω が、〈チュルギシュ銅銭〉の先駆をなす銅銭の発行者であったかどうかを語る史料は、今のところない。しかし、この銅銭が〈チュルギシュ—カガンの銅銭〉の銘を持つ以上、(1)の娑葛時代か、(2)の蘇禄時代の初期に属するものであろうことは推察されるのである。いずれにせよ、この先駆的銅銭は、Türgish 可汗の支配下にありながら、なお独立的であったソグド人植民市とその首長の存在を明示している。

このTürgish 初期におけるソグド植民市の状態が、玄奘が西突厥統葉護可汗時代に、

素葉巳西數十孤城、城皆立長。雖不相稟命、然皆役屬突厥。（『大唐西域記』巻一）

と述べている、素葉（Sūyāb・砕葉）城以西のソグド城市が各々長 γωβω を立てながら西突厥に役属していた、という状況と同じであったかは不明であるが、おそらく西突厥下におけるソグド諸市の独立度が高かったことは想像されよう。そこで第三型式の銅銭は、突騎施を表わす弓形のタムガを持ちながら〈チュルギシュ—カガン〉の銘を持っていない点から、長安三年（703）、砕葉奪取後の突騎施烏質勒と、可汗を自称するまでの娑葛時代のものと考えておきたい。

ところが、Türgish 可汗の承認のもとであれ、貨幣の発行権を掌握していた城市の首長から、その発行権を剝奪

して自らの貨幣をTürgish可汗が発行した時、事態はいささか変ったといわざるをえない。この際、ソグド城市における造幣局はTürgish可汗の直接的所有物となったにちがいないから、少なくともこの点でその城市の首長の権力は侵され、Türgish可汗の権力が直接的にその城市に及んだことは確実である。このことを、〈チュルギシューカガンの銅銭〉の発行者であると思われるTürgish可汗蘇祿と重ね合せて考えると、蘇祿がNavīkatと砕葉城を副牙的に扱ったこと、すなわち先述のように、あるいはAbū Muzāhim蘇祿がNavīkatにおり、あるいは蘇祿が唐朝よりえた可敦を砕葉城におらせたことは、蘇祿がこれらのソグド都市に対して、今までにない直接的な関係をとり始めたことを示している。

この後、遊牧民あるいはその支配者とソグド植民市との政治的関係が、ますます密接になってゆくことは知られているが、蘇祿の場合が、そのような関係への一転換期であったように思われる。ただし、この議論は別稿に譲り、今はそれ以前の西突厥の場合、砕葉城がNavīkat(新城)と同様、西突厥可汗の牙庭ではなく、可汗の支配下にありながらも、ソグド人を首長とした自治都市であったことを指摘することができればよいのである。

結び

以上の考察の結果えた結論を、補足しながら挙げることで、結びにかえたい。

(1)、統葉護可汗と阿史那賀魯の建牙の地として知られる〈千泉〉は、西突厥前期の小可汗庭地であったが、〈砕葉の牙庭〉が本牙となるに及び、砕葉平野中の副牙となった。

(2)、〈砕葉の牙庭〉を本牙としたことが判明したのは、統葉護可汗を後期①代として、①統葉護可汗、⑤沙鉢羅咥利失可汗、⑥乙毗咄陸可汗、⑧乙毗沙鉢羅葉護可汗、⑩沙鉢羅可汗（阿史那賀魯）（推定）であった。同系可汗が本牙を継襲するのは当然で、また⑤咥利失可汗と⑥咄陸可汗の対立に始まる西突厥の分裂抗争は、〈砕葉の牙庭〉の争奪戦でもあった。[29] とすれば、西突厥後期の本牙は〈砕葉の牙庭〉であったことが、原則的に承認できる。

(3)、〈砕葉の牙庭〉は砕葉水北にあり、砕葉水南に位置した砕葉城とは同一ではない。

(4)、〈砕葉水の北四〇里にある羯丹山に、十姓可汗が君主を立てている〉と伝えられる〈十姓可汗〉は阿史那懐道で、〈君長〉は突騎施娑葛である。娑葛はその父烏質勒の〈砕葉の牙庭〉を継襲しているから、〈砕葉の牙庭〉は羯丹山に求められる。

(5)、羯丹山は、『西游録』の山丹嶺、Gardīzī のいう〈トルコ人が神の住処という〉山、Ḥudūd al-ʿĀlam の Ūrūn Ārj (Ūzūn Aghach) 山、Ṭabarī のいう Abū Muzāhim の聖なる山で、現 Chu-Ili 山脈中に求められる。聖なる山に連なる聖なる草原中に〈砕葉の牙庭〉はあったにちがいないが、Gardīzī や Ḥudūd al-ʿĀlam が山のそばの村と伝える Sūyāb に、牙庭の地を求めてみた。

(6)、Ili は咄陸部最西の突騎施部の、Chu 砕葉は弩失畢部の居地であったから、Chu-Ili 山脈は両部の中央に位置していた。統葉護可汗の牙庭の西移は西突厥の西方発展に伴うものであったが、それまで咄陸部内にあった本牙庭を、弩失畢部側ではあったが、咄陸・弩失畢両部のほぼ中央に移すことによって、弩失畢部と咄陸部との勢力均衡の上に政治を行う新体制をたてたのである。この意味で、牙庭の西移は、後の〈十姓部落制〉へ道を開

いたものといえよう。

(7)、四〇里（約二〇キロメートル）という〈砕葉の牙庭〉と砕葉水、その南側にある砕葉城との近さから、ソグド植民市〈砕葉城〉は常に西突厥の支配下にあったが、その内政的に独立的であったことは玄奘の語るところであり、経済的に独立的であったことは、突騎施時代の初期にソグド植民市の首長の名で銅銭〔第三型式〕を発行していたことが証明している。〈チュルギシュ－カガン〉の名で銅銭〔第一型式〕を発行したのは蘇祿であると思われるが、この頃、〈砕葉城〉や〈Navikat 新城〉が副牙的存在となったと考えられる。

以上、大方の御批判をいただきたい。

註

（1） 嶋崎昌「可汗浮圖城考」『隋唐時代の東トゥルキスタン研究』東京大学出版会、1977年、181-182頁。

（2） 松田壽男「西突厥王庭考」『古代天山の歴史地理学的研究』早稲田大学出版部、1956年、248-291頁。

（3） 内藤みどり「西突厥の一君主 Tourxauthos について」『東方学』24輯、1962年、33-34頁。

（4） 別稿「十姓論」三節、十箭および十姓部落制3『西突厥史の研究』早稲田大学出版部、1988年、122-128頁を参照されたい。

（5） 乙毗咄陸可汗の〈北庭〉については、抜悉彌、駁馬、結骨、処木昆などの東北方諸部を統摂したことが諸書西突厥伝に見えているが、〈南庭〉の管轄領域との境界が伊列 Ili 河であると記されているから、やはり伊列以東の咄陸部を中心とする諸部も、〈北庭〉の管轄内にあったことがわかる。〈砕葉〉を追放された咄陸可汗が自らの牙庭を〈北庭〉と称することはありえないから、この〈北庭〉はそれ以前の統一期の〈北庭〉で、〈砕葉の牙庭〉すなわち〈南庭〉を追われた咄陸可汗は、その〈北庭〉に拠ったと考える。同前書、191-194頁。

(6) 咄陸可汗以後の乙毗射匱可汗も〈砕葉の牙庭〉にいた証明は省略する。この節の引用史料は『旧唐書』西突厥伝であるが、関連部分に限って『通典』同伝は〈弩矢[ママ]畢〉と記すことを除いてほぼ同文であり、『新唐書』同伝もほぼ同内容である。紙数の関係から言及を省略した。

(7) 呉震「从吐魯番出土〝氾徳達告身〟淡唐砕叶鎮城」『文物』1975年、8期、14頁。同「唐砕叶鎮城析疑」『新疆历史論文集』新疆人民出版社、1978年、157, 172頁。

(8) 松田壽男「砕葉と焉耆」前掲書所収、367頁。「弓月についての考」前掲書所収、339-341頁では〈〝砕葉川畔の大牙〟〉と考えられている。伊瀬仙太郎『西域経営史の研究』巌南堂、1955年、330頁も参照されたい。

(9) 松田壽男「砕葉と焉耆」371-384頁。

(10) Abī Ja'far Moḥammad b. Jarīr al-Ṭabarī, Tarīkh al-rasul walmulūk, de Goeje, M.J. ed., Leiden, 1879-1901; Moḥammad Abūl Faḍl Ibrāhīm ed., Cairo, 1972.

(11) Abū Sa'id 'Abd al-Ḥaii b. al-Ḍaḥḥāk b. Maḥmūd Gardīzī, Zain al-Akhbār. 442/1050年に書かれている。Moḥammad Naẓim ed., Berlin, 1968, 279; В. Бартольд, Отчёт о поездке в Среднюю Азию с научною целью 1893-1894 гг, С.-Петербург, 1897, стр. 102.

(12) Ibn Khōrdādhbeh, Kitāb al-masālik wa'l-mamālik, de Goeje, M. J. ed., Bibliotheca Geographorum Arabicorum(BGA)IV, Leiden, 1889, 29. 232/846年に初稿が作られている。

(13) Qudāma b. Ja'far, Kitāb al-Kharāj, BGA IV, 206. 316/928年以後に成稿。

(14) Qudāma b. Ja'far, 206.

Gardīzī, 89. は、Navīkat から山を越えて南下し、左手に Issyk kul を見、そこから三日で Nūshajān すなわち上 Barskhān に至る道を記している。

(15) Ḥudūd al-'Ālam min al Mashriq ilā al-Maghrib. Manoochefr Sotoodeh ed., Tehran Univ. Press, 1962, p. 84.

(16) V. Minorsky, trans, &. ed., Ḥudūd al-'Ālam "The Regions of the World", London, 1937. 2nd ed., 1970, pp. 289, 290.

(17) V. Minorsky, ibid., p. 299 の地図による。

(18) К. М. Баипаков, Б. Д. Горячева, К Вопросу о поколизации Навакета, Тезисы докладов Всесоюзной научной конференции《Культура и искусство Киргизии》Вып. 1, Ленинград, 1983, стр. 74, 75. 同、Раскопки Краснореченского городища, Археологические Открытия, 1981, стр. 494. 他も参照されたい。К. М. Баипаков, Средневековая городская

культура Южного Казахстана и Семиречья, Алма-Ата, 1986, стр. 66, 69によれば、西南セミレチェにおける三六の城址中、二三が史料中に見える城市に比定され、二九が六～一一世紀前半の層に属するという。また城市(シャフリスタン)の広さで三分類しているが、最大のグループとしてDzambul(Talas, 怛邏斯)、Ak-Beshim(Sūyāb, 砕葉)、Krasnaya Rechka(Navākat, Navīkat)、Shishtobe(Nūzket)をあげ、Krasnaya Rechkaを約八五ヘクタールとしている。因みに、Ak-Beshimは約三五ヘクタールである。

(19) Л. Р. Кызласов, О. И. Смирнова и А. М. Щербак, Монеты из раскопок городища Ак-Бешима в 1953-1954 гг., Ученые записки Института востоковедения АН СССР, т. XVI, 1958, стр. 514-561; О. И. Смирнова, К вопросу о языке легенда на Тюргешских монетах, Тюркологические исследования, Москва и Ленинград, 1963, стр. 265-272; 護雅夫「いわゆるチュルギシュの銅銭の銘文について」『三笠宮殿下還暦記念オリエント学論集』講談社、1975年、322-329頁。

(20) Л. Р. Кызласов, Археологические исследования на городище Ак-Бешим в 1953-1954 гг., Труды Киргизской археолого-этнографической экспедиции, т. II. Москва, 1959, стр. 155-242; О. И. Смирнова, Сводный каталог согдийских монет, Москва, 1981, стр. 379-405. 黄文弼『塔里木盆地考古記』北京、1958年、107-108頁と、古銭幣21に、Kucha発見の〈突騎施銅銭〉〔第一型式〕が見え、蘇祿の発行したものと考えられている。

(21)『資治通鑑』巻209唐紀25中宗景龍二年条に、

十一月庚申、突騎施酋長娑葛自立爲可汗、殺唐使者御史中丞馮嘉賓、遣其弟遮弩等帥衆犯塞。

と記されているように、景龍二年(708)に、娑葛は可汗を自称した。

(22) Köl tigin碑文1E 34-39, Bilgä qaγan碑文II E 26-28に見える東突厥による突騎施討伐は、Bilgä qaγan二七歳、Köl tigin二六歳時に行われているから、厳密には景雲元年から二年(710-711)とするべきであろう。ただし、景雲二年一二月に、阿史那献が再び〈十姓可汗〉に冊立されていることを、娑葛殺害後の突騎施安撫のためと考えると、娑葛殺害は、景雲二年であるかもしれない。

(23)『資治通鑑』巻211唐紀27玄宗開元四年(716)条には、

突騎施蘇祿復自立爲可汗。

と見える。〈復〉とは、蘇祿がこれ以前に可汗と称していたことを示唆しているように思われるが、同開元三年条は、

突厥施守忠既死、默啜兵還。守忠部將蘇祿鳩集餘衆、

爲之首長。蘇祿頗善綏撫、十姓部落稍稍歸之、有衆二十萬、遂據有西方。尋遣使入見。是歳、以蘇祿爲左羽林大將軍、金方道經略大使。

と述べ、『旧唐書』西突厥伝蘇祿条も、開元三年に左羽林大将軍、金方道経略大使を蘇祿に授けたことを記した後、

進爲特勤、遣侍御史解忠順齎璽書冊立爲忠順可汗。

と、蘇祿を可汗としている。これは開元三年に、すでに蘇祿が可汗を自称していたためであるように思われる。

(24) 蘇祿の死については、前嶋信次、前掲論文、10-14頁。

(25) A. Н. Бернштам, Новый тип Тюргешских монет, Тюркологический Сборник, 1, 1951, стр. 68-72は、Сарыг (Saryg 市は Krasnaya Rechka に比定されている。A. Н. Бернштам, Труды Семиреченской Археологической Экспедиции "Чуйская Долина", МИА. СССР, №. 14, 1950, стр. 21) 出土の貨幣中、表面に〈türgäs qaγan Baj Baγa〉、その裏面に〈[illegible]〉のタムガと不明の斜体文字のあるものを、大首領〈莫賀達干〉の貨幣に比定し、738-740年のものとされている。また Бернштам 氏は Talas 発見の Türgish 貨幣について、704-766年間のもので、この間 Kara Türgish の中心は Talas で、厳密には711年以後、Türgish 貨幣が鋳造されたと考えられた。Тюргешские Монеты, Труды Отд. истории, культуры и искусства Востока Государственного Эрмитажа, т. II, 1940, стр. 108. Talas 怛邏斯が Ak-Beshim 砕葉城同様、突騎施 Türgish 下の重要なソグド植民市であったことは明白であるが、もちろん常に Kara Türgish の中心であったとは考えにくい。莫賀達干が可汗に冊立されたのは開元二八年(740)一一月のことで、一二月には唐朝に降っており、天宝元年(742)四月には、〈十姓可汗〉として派遣された阿史那昕を倶蘭 Kūlān で殺して可汗を自称し、天宝三載(744)五月、夫蒙靈詧に殺されている(『資治通鑑』巻214・215、唐紀30・31)。莫賀達干が果して Talas を本牙としたかどうかについては、不明である。

(26) 護雅夫、前掲論文、328頁の訳による。

(27) B. A. Лившиц, Согдийский Брачный контракт начала VIII века н. з. (Документы Nov, 3 и Nov, 4 с горы Муг) Советская Этнография, 1960, №. 5, стр. 84; М. Н. Боголюбов и О. И. Смирнова, Согдийские Документы с Горы Муг, Москва, 1962-63, т. II, стр. 27, 28, примечание 48.

(28) М. Н. Боголюбов и О. И. Смирнова, там же, стр. 17, примечание 3.

(29) 西突厥後期の可汗は統葉護・莫賀設両系であったと考える。別稿「乙毗咄陸可汗とその葉護たち」『西突厥史の研究』第三章三節、219-236頁を参照されたい。